

消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件

(平成十六年五月三十一日)

(消防庁告示第十四号)

改正	平成一八年	五月三〇日	消防庁告示第二二号	
	同	二一年	二月二六日	同 第五号
	同	二二年	二月五日	同 第七号
	同	二六年	四月一四日	同 第一七号
	同	三〇年	六月一日	同 第一三号

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定めるものとする。

第二 令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(八)までに掲げるもの

- (一) パッケージ型消火設備
- (二) パッケージ型自動消火設備
- (三) 共同住宅用スプリンクラー設備
- (四) 共同住宅用自動火災報知設備
- (五) 住戸用自動火災報知設備
- (六) 特定小規模施設用自動火災報知設備(すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成二十年消防庁告示第二十五号。以下「告示」という。)第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないもの(告示第二第二号の規定に基づき、中継器を設置するものを除く。)を除く。第三第一号(六)において同じ。)
- (七) 複合型居住施設用自動火災報知設備
- (八) 特定駐車場用泡消火設備

二 特殊消防用設備等 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの

第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(八)までに掲げるもの

- (一) パッケージ型消火設備
- (二) パッケージ型自動消火設備

- (三) 共同住宅用スプリンクラー設備
- (四) 共同住宅用自動火災報知設備
- (五) 住戸用自動火災報知設備
- (六) 特定小規模施設用自動火災報知設備
- (七) 複合型居住施設用自動火災報知設備
- (八) 特定駐車場用泡消火設備

二 特殊消防用設備等 規則第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの

附 則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月三〇日消防庁告示第二二号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二の改正規定中第一号(三)から(五)までに係る部分及び第三の改正規定中第一号(三)から(五)までに係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年二月二六日消防庁告示第五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月五日消防庁告示第七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年四月一四日消防庁告示第一七号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二第一号(六)の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月一日消防庁告示第一三号）

この告示は、公布の日から施行する。